

新型コロナウイルス感染症に係る町内小中学校の臨時休校について
(令和2年4月6日)

嘉手納町教育委員会

4月6日県教育委員会は、新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にあることや感染経路が明らかでない症例が報告されたことを踏まえ、県立学校の入学式・始業式を延期し、2週間程度の一斉休校を発表しました。

これを受け、本町では新学期の授業再開にむけて、町長と教育長との間で調整を行い、今後の対応方針を決定しました。

記

1 臨時休校期間

4月7日（火）～4月20日（月）

町内の小中学校授業開始

- | |
|--------------------------------|
| (1) 1学期始業式（小中学校） 令和2年 4月21日（火） |
| (2) 入学式 |
| 小学校 4月22日（水）午前 |
| 中学校 4月22日（水）午後 |
| (3) 幼稚園の入園・進級式は4月9日（木）予定通り行う。 |

※感染の状況によっては期間を変更することもある。

※小学校低学年の児童については、家庭の状況により預かり手がいない場合は、臨時休校中も登校可能とし、学校（午前・昼食・午後）で預かる。

なお、保護者から相談がある場合は3年生児童以上についても学校で預かる。

2 休業中の留意点

- (1) 手洗い、咳エチケット等の感染予防を継続する。
- (2) 休業の目的は、地域全体での感染防止を抑えることにあることから自宅待機とし、不要不急の外出は控える。
- (3) 休業期間中は、児童生徒の公共施設（図書館、児童館、マルチメディアセンター、体育館など）への立ち入りを制限する。
- (4) 部活動（スポーツ少年団活動を含む）の活動は休止する。
- (5) 休業中の連絡・周知等は、広報マイクやメーリングサービス、学校HP等を活用します。ご確認をお願いします。
- (6) 感染が疑われる場合、感染した場合の対応については各関係機関への相談や指示を受ける。
- (7) 休業期間中であっても職員は出勤しています。緊急な相談等がある場合はご連絡ください。
- (8) 春休み期間中に県外旅行等で県外へいった児童・生徒については学校へお知らせください。